

愛知県環境影響評価審査会知多南部ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 平成27年10月23日（金）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員9名、説明のために出席した職員14名、都市計画決定権者及び事業者10名
- 5 傍聴人 3名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 部会長について、成瀬委員が互選により選出された。
 - ・ 議事録の署名について、成瀬部会長が西田委員と橋本委員を指名した。
 - ・ 部会長代理について、成瀬部会長が酒巻委員を指名した。
 - イ 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 資料2から資料5について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【那須委員】 土壤汚染についての住民意見がいくつかある。方法書60ページで、「事業実施区域北側の隣接地で、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壤汚染が確認された」とあるが、具体的な数値が示されていないのはなぜか。地下水の水質調査結果は方法書59ページに示されている。
- 【事務局】 住民からも具体的な数値を示すような意見があるため、事業者はその対応を検討し、準備書で事業者見解として示すこととなる。
- 【那須委員】 汚染された土壤はどうするのか。入れ替えるのか。
- 【事務局】 隣接地については、土壤汚染が拡散しないよう適正に処理していると聞いている。事業実施区域については土壤汚染のおそれがあるため、アセスで調査していく。
- 【那須委員】 住民にわかるよう説明していただきたい。

【成瀬部会長】方法書 178 ページに環境影響評価項目の選定表がある。今説明のあった土壌調査については、この表の「土壌環境」と「掘削、盛土等の土工」の欄に○があり、調査を行うこととしている。○のない項目についても選定すべきという意見をした場合、調査の実施は事業者の判断か。強制的に実施することになるのか。

【事務局】審査会の答申を踏まえ知事意見を事業者へ通知する。事業者は知事意見の内容を検討した上で、調査の実施を判断する。

【田代委員】日照障害では「施設の設置が完了した時期の冬至日」とあるが、完成後では意味がない。周辺地域の土壌汚染調査は、施設完成後のばい煙が拡散された後に調査を行うのか。施設完成後の調査では、事後評価ではないか。調査の時期を明確にしたほうが良い。

また、事業予定地の土壌調査や地下水調査について、事業予定地は海に近い埋立地で、何が埋まっているかわからない。地下水の状況も一定ではない。数箇所の調査で全体像を予測するのは難しい。できる限り影響が出そうな場所は密に調査していただきたい。土壌調査は1地点だけではなく、十分な調査内容としていただきたい。

【事務局】調査時期について、日照障害の場合、方法書 227 ページで、調査期間は「土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期」としており事前に調査する。予測対象時期は「施設の設置が完了した時期の冬至日」とあるが、施設が完成したと仮定してその時期の影響を事前に予測する。

土壌汚染について、方法書 220 ページでは、ごみピットの位置を考慮して敷地内で1地点としているが、委員のご指摘どおり土壌汚染のおそれがあり、これでは事業者も不十分として、方法書 20 ページの環境配慮事項では、「事業実施区域北側の隣接地で、土壌汚染が確認されていることを考慮して、掘削、盛土等の土工事に先立って、環境影響評価の手続とは別に土壌汚染調査を実施する。」としている。この調査では 30mメッシュの概況調査を行い、調査結果は準備書に反映していくと事業者から聞いている。

【田代委員】環境影響評価手続とは別にとあるのはなぜか。

【事業者】環境影響評価の中で行う方法もあると思うが、北側の土壌汚染の判明が急な出来事であったため、来年度、改めて別に調査できるよう検討している。方法書に記載したとおり調査を実施するよう検討している。

【田代委員】半田市で基準を超えるダイオキシン類が検出されたように、調査の結果、土壌汚染が判明した場合どうするのか。

【事業者】半田市のケースは最終処分場跡地で廃棄物が埋まっていたが、今回の場所は県が昭和 30 年代に埋め立て造成した土地であり、半田市のような事態となることは想定していない。

【橋本委員】資料 5 の 1 番について、参考 1 の航空写真を見ると、東側に大きな工場があり、工場の影になる部分と南側の空いている部分では風速が違うのではないかと。地上の風速を南側と北側の 2 箇所くらいやったほうが良いのではないかと。前回の審査会で意見を述べたが、高さ 10m で 1 地点のままである。北西と南東の風が多いので、工場による風の影響を考慮したほうが良いのでは

ないか。

また、西側に武豊町プール建設予定地とあるが、プールの影響を含んだ予測を行うか。ここは生物の調査範囲となっているが、調査結果を踏まえてプールの建設予定地も検討されるのか。

【事務局】事業実施区域内の調査地点について、具体的な場所は決まっていないが、東側の工場の影響を受けない事業実施区域内を代表するような開けた地点で調査する。

【橋本委員】工場の影になるところは影響を受けると考えられる。代表点ではなく両方を測った上で、建物の配置を考えたほうが良いのではないか。

【事務局】大気質の予測を行うために風向・風速調査を行うものである。風の動きを予測するためではなく、煙突の煙の拡散条件の設定のために地上10mで風速を調査する。予測結果は、隣の工場や西側のプールの影響をほとんど受けないと考えられる。

【橋本委員】前回の指摘は大気面ではなく地表の熱環境面から風の影響を見てほしいというものであり、10mは高すぎると思う。地表に舗装面が広くできることから、熱環境のための予測として地上の低いところで工場の影響を受けるところ、受けないところの両方を測るべきだという指摘である。

【事務局】確認して改めて次回回答させていただきたい。

【那須委員】資料3の9ページの⑪の意見で、「水銀について大気汚染防止法が今年改正された」とある。水銀について、今回は含めていないと思うが、含めるべきではないか。

また、「東京都では水銀濃度の自己規制値として0.05mg/m³Nを定めている」とある。愛知県では水銀の自己規制値を設けているか。

【事務局】事業者は水銀についても調査、予測、評価を行うとしている。本県において水銀の自己規制値は設けていない。

【那須委員】自己規制値を設ける予定はないか。

【事務局】焼却炉からの水銀は乾電池等が原因と言われている。本県ではばい煙の水銀の規制値はないが、各市町村、小売店に水銀を含む乾電池は回収して、焼却しないよう指導している。

【那須委員】東京都では乾電池を回収していても、水銀が出たのではないか。

【事務局】住民の協力にもよる。本県では、ばい煙中の水銀による影響がある状況ではないと考えており、住民に回収の協力をいただいている。市町村へも乾電池が混入した場合、取り除くよう指導している。

【山田委員】プールの建設はいつ頃か。

【事業者】完成時期は明確になっていないが、平成32年度以降を予定していると聞いている。

【山田委員】焼却施設の廃熱を利用した温水プールとするのか。

【事業者】それも踏まえて検討中である。

【山田委員】プール建設予定地は裸地で雑草が生えている状態か。

【事業者】そうである。

【山田委員】猛禽類の調査結果は、今回の文献調査以外ないか。

【事業者】調査は行われているが、営巣地は特に見つかっていない。調査で見つかった種はミサゴ、ハヤブサ、ハイタカで冬季を中心に確認されている。

【山田委員】通過しているだけか。

【事業者】通過や冬季のエサ場になっていると考えられる。

【山田委員】哺乳類調査のトラップ法は、主にどの種を狙って行うのか。

【事業者】基本的にはネズミを狙っている。シャーメントラップで小型のネズミを狙う。状況によりモールドラップも仕掛ける。また、タヌキが南側の別の調査で確認されていることから、自動撮影装置で中型の哺乳類を狙う。

【山田委員】昆虫類調査のベイトトラップの数はどれくらいか。ベイトには何を用いるのか。

【事業者】1地点あたり20くらい仕掛ける。ベイトは乳酸飲料やアルコールを用いる。

【山田委員】アリ類は採取できるか。

【事業者】乳酸であれば採取できると思う。

【成瀬部会長】直接は関係しないがCO₂の問題について、ごみ処理施設は大きな施設ではないが、近隣で中部電力の武豊火力リプレース計画や中山名古屋共同発電のバイオマス混焼の石炭火力発電所が計画されている。地域全体で、現状や将来のCO₂をどこかで抑えたほうが良いと感じた。

焼却炉からの水銀の規制はあるのか。愛知県が採用していないだけか。

【事務局】現在規制値はない。大気汚染防止法が改正されたため、今後規制値が定められる。

【成瀬部会長】本施設は規制対象になるか。

【事務局】確認して次回回答させていただきたい。

ウ その他

- ・ 特になし

(3) 閉会

以上のおおりに相違ありません。